収入
印紙

委　託　契　約　書

１　委託業務の名称

２　契　約　金　額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

（うち取引にかかる消費税および地方消費税の額　　　　円）

３　契　約　期　間　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

４　契約保証金　免除

５　委　託　場　所　指定場所

上記委託業務について、発注者と受注者との間に裏面の条項により、契約を締結する。

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、双方が記名押印して、各自がその１通を所持するものとする。

年　　月　　日

発注者　青梅市

代表者　青梅市長

受注者　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　㊞

（総則）

第１条　発注者および受注者は、契約書および別紙仕様書（図面等のある場合はそれを含む。）にもとづき、信義誠実にこの契約を履行しなければならない。

２　この仕様書に明示されていない事項が発生した場合、委託業務の性質上当然必要なものは、発注者の指示により、受注者は、施行するものとする。

３　受注者は、受託した業務において個人情報を取り扱うときは、従事する者に対し、必要な教育および適切な指示、監督をしなければならない。

（遵守事項）

第２条　受注者は、この契約条項のほか、市が定める契約に関する規則その他関係法令を遵守するものとする。

（権利の譲渡等）

第３条　受注者は、あらかじめ書面により発注者が特に承認した場合のほか、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保の目的に供してはならない。

（再委託の禁止）

第４条　受注者は、この契約について、第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

２　受注者は、前項ただし書に規定する発注者の書面による再委託の承諾を求める場合は、再委託の内容を記載し、提出しなければならない。なお、個人情報を取り扱う業務においては、再委託の内容に含まれる情報および個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法を記載し、提出しなければならない。

３　受注者は、第１項ただし書により、発注者の承諾を受けたときは、再委託先において、個人情報等が適正に管理されているか監督しなければならない。

（秘密の保持）

第５条　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を、理由のいかんを問わず一切漏らしてはならない。

（事故発生の通知義務）
第６条　受注者は、委託業務遂行中に事故が生じたときは、速やかにその状況を書面をもって発注者に通知し､発注者の指示に従うものとする。
（損害賠償責任）
第７条　受注者は、この契約の履行について、受注者の役員または社員が故意または過失により第三者に損害を与えた場合、受注者の費用と責任において全てを解決するものとする。
２　前項の場合において､発注者が当該第三者に損害の賠償をしたとき（訴訟を提起され、それに応訴した場合を含む。）は、発注者は、受注者に対しそれに要した費用の全額（訴訟費用および弁護士報酬を含む。）を求償することができる。
（事故の責任）
第８条　業務遂行中、受注者の側に生じた事故に対しては、発注者は、何らの責めを負わないものとする。
（業務の調査等）
第９条　発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して契約の履行状況および情報の管理方法等について調査し、または報告を求めることができる。
（資料等の貸与および安全管理措置）
第１０条　受注者は、この契約を履行するため発注者から引き渡された全ての支給用品、貸与品および資料（以下「資料等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
２　受注者は、発注者の書面による承諾を得た場合を除き、資料等を複写および複製してはならない。
３　受注者は、業務完了後資料等を速やかに発注者に返還しなければならない。また、前項により複写および複製したものも同様とする。
４　受注者は､資料等の漏えい､改ざん､滅失およびき損の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
（業務の検査）
第１１条　受注者は、委託業務を完了（第１４条第１項ただし書の場合終了）したときは、速やかに書面により発注者に報告し、検査を受けなければならない。

２　受注者は、前項の検査に合格しない場合は、速やかにその部分を手直しし、発注者の再検査を受けなければならない。

（契約期間の延長）

第１２条　受注者は、その責めに帰することができない理由により、契約期間までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して書面により遅滞なくその理由を付して契約期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（違約金）

第１３条　受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により契約期間内に委託業務が完了しないときは、遅延日数につき契約金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に定める割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても３６５日の割合とする。）を乗じて計算して得た額（１００円未満の端数があるとき、または１００円未満であるときは、その端数額またはその全額を切り捨てる。）を、違約金として納付するものとする。

２　前項の違約金の計算の基礎となる遅延日数について、検査に要した日数は、これに算入しない。

（契約金額の支払等）

第１４条　発注者は、契約金額を第１１条に定める検査に合格した後、受注者の請求にもとづき支払うものとする。ただし、期間および業務を分割して履行できる場合には、当該業務終了に伴いその分の契約金額を、前段の例によって支払うことができる。

２　発注者は、前項の請求があった場合は、これを審査し、適正と認めたときは、その受理した日から３０日以内に代金を支払わなければならない。ただし、やむを得ない理由のあるときは、発注者と受注者とが協議し、その期間を４５日まで延長することができる。

（契約の変更等）

第１５条　発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、または契約の解除をすることができる。

２　前項の規定により契約を解除した場合において未払の履行部分があるときは、発注者は、当該履行部分に対する契約金額相当額を受注者に支

払うものとする。

（契約不適合責任）

第１６条　受注者は、委託業務の履行の内容が契約の内容に適合しないものがあるときは、履行の追完またはこれに代えてもしくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

２　前項の場合において、発注者がその不適合を知った時から１年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者がその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（発注者の催告による解除権）

第１７条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 契約期間内に業務を完了しないとき、または契約期間後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと発注者が認めるとき。

(3) 正当な理由なく、第１１条第２項の手直しがなされないとき。

(4) 受注者またはその代理人もしくは使用人がこの契約の締結または履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(5) 受注者またはその代理人もしくは使用人が正当な理由がなく、発注者の検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第１７条の２　発注者は､受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、ただちにこの契約を解除することができる。

(1) 第３条の規定に違反し、この契約により生じる権利または義務を第三者に譲渡し、承継させ、または担保の目的に供したとき。

(2) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合または受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利または義務を譲渡等したとき。

(8) 受注者から正当な理由による契約解除の申出があったとき。

(9) 受注者が地方自治法施行令（昭和２２ 年政令第１６ 号）第１６７条の４第１項の規定に該当すると判明したとき。

(10) この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２ 年法律第５４ 号）第７条もしくは第８条の２の規定にもとづく公正取引委員会の受注者に対する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）または同法第７条の２（同法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定にもとづく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき、または排除措置命令または納付命令において、この契約に関して、同法第３条または第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(11) この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合については、その役員またはその使用人）の刑法(明治４０ 年法律第４５ 号)第９６ 条の６または同法第１９８ 条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第１８条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前2条の規定（前条第8号を除く。）によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、または受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1)受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

3　第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

（賠償の予定）

第１９条　受注者は、第１７条の２第１０号または第１１号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の１０分の１に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第１７条の２第１１号のうち、受注者の刑法第１９８条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2　前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（相殺）

第２０条　発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権およびその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

（協議）

第２１条　この契約書もしくは仕様書に明示されていない事項またはこの

契約書もしくは仕様書の各条項の解釈について疑義が生じたときは、発注者と受注者とが誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

（暴力団等排除に関する特約条項）

第２２条　暴力団等排除に関する特約条項については、別紙の定めるところによる。